

身分引上と醜名除去

——「弾内記身分引上一件」の再検討——

畑 中 敏 之

はじめに

- I 弾左衛門と直属家来の「身分引上」
 - II 弾左衛門支配下の「醜名除去」
 - III 新政府と弾左衛門
- おわりに

はじめに

慶応4年（1868）1月27日、弾左衛門¹⁾（弾内記）は、配下の者達の「二字之醜名」=「穢多」呼称の除去を旧幕府（町奉行所）に願い出た²⁾。その時既に、弾左衛門及びその直属家来65人の「平人」への「身分引上」は旧幕府の下において申し渡されていた。この間の経緯（事情）については、従来、次のように説明されてきた。

さて弾のこの進言に幕府は如何に取扱かつたかといふに、（中略）此処に徳川幕府三百年の幕は閉ぢたので、同時に弾のこの進言も幕府の有司の間には相当の黙契ありしやうなるも幕府の瓦解と共に暗から暗に葬られ遂に目的を達成するに至らなかつたのである³⁾

身分引き上げとともに弾左衛門は弾内記（のちに直樹）と改名をゆるされ、海陸軍附属病院御用を申しつけられ、（中略）さらに翌二月に弾はその直属の譜代の手下六十数人の身分引き上げを要求しその目的を達しました。（中略）ついで弾は、長吏、猿引、非人をはじめ配下の賤民身分のもの、さらにその管轄に属していない西日本を中心とする幕府直轄領および譜代大名領の賤民身分をすべて引き上げることを求めました。（中略）しかしこの要望も、明治政府の征東軍が進発し、四月には江戸城が明け渡しとなり、徳川幕府が滅びたため、すべてうやむやになってしまいました⁴⁾

旧幕府の統治下において弾左衛門及び直属家来の「身分引上」は申し渡されたが配下全ての者の「醜名除去」の歎願は実現しなかつた、これがこれまでの通説的理解である。ここには、事実関係及びその捉え方においても重大な誤りがある。本稿では、その点について詳細に検討を行う。さらに、慶応3年（1867）から明治4年（1871）の「解放令」までの期間における弾左衛門（弾内記・弾直樹）の事績を対象に、身分呼称と歴史認識をめぐる問題について考察する⁵⁾。

I 弾左衛門と直属家来の「身分引上」

(1) 弾左衛門の「身分引上」

慶応4年（1868）1月13日、北町奉行所において、弾左衛門に対して「平人」への「身分引上」が町奉行小出大和守の下において申し渡された。その申渡書には、次のように書かれていた⁶⁾（下線は引用者、以下同様）。

弾左衛門

其方儀御入国以来先祖弾左衛門⁶⁾数代連綿与相統罷在、平常御用品上納御仕置もの御用無滞相勤兼⁶⁾出精致し、去ル子年中牢屋敷焼失之節其方囲内牢屋江囚人預遣処累年御用被仰付候冥加之程を存自分入費ヲ以手厚取賄致し、其上去⁶⁾寅年中、長防御征伐ニ付配下之もの共農夫ニ換戦地人足御遣方之儀申渡候処、強壯之者相撰五百人御雇上ヶ相願、遠路之戦地江立越候義ニ付相残候家族共養育方夫⁶⁾取斗遣、其方儀ニも出張差配致し度旨違而相願、寄特之筋ニ者候得共急御用も可有之時勢ニ付差止候処、手代共之内人撰いたし名代ニ差遣上坂致し無滞相勤、今般配下之者共銃隊取建之儀相糾候処、一大隊之人数可差出旨請致し、先差向百人相撰小隊業前熟練致し候迄ハ自分入用を以雑費支拂非常之節御奉公相勤度段申立寄特之至、鎌倉以来由緒も正敷義ニ付格之訳を以身分平人ニ被仰付、是迄之通御仕置者并支配筋引請等申付候（後略）

弾左衛門に対する「身分平人ニ被仰付」の理由（根拠）が説明されている。その理由は、次の4点にまとめることができる。一つは、元治元年（1864）の牢屋敷焼失に際して、浅草新町「囲内牢屋」に多数の囚人を預かり、その際の費用を「自分入費」で賄ったこと（「去ル子年中」以下の記述）。二つには、慶応2年（1866）の第二次長州戦争に際して、配下の者（500人）を戦地人足として派遣したこと（「去⁶⁾寅年中」以下の記述）。三つには、配下の者による「銃隊取建」を願い出て、その「伝習」等の雑費を「自分入用」で賄うと提案していること（「今般配下之者共」以下の記述）。四つには、「鎌倉以来」の「由緒」（「鎌倉以来由緒」以下の記述）である。

四つめの理由（「鎌倉以来由緒も正敷義ニ付」、すなわち祖先は「平人」であるとの理由）は、直接の理由としてというよりも、「身分平人ニ被仰付」に支障のないことを説明した、言わば「身分引上」の前提条件のようなものである。その意味で、他の3点とこの1点は同列には扱われていない。このことは、1月10日（申し渡しの三日前）に、町奉行（朝比奈甲斐守・小出大和守）から老中稲葉美濃守に提出された伺書の文面からも明らかである。伺書には、前述の3点を説明した後に、「右之通重立候御用筋三廉之内二廉者無滞相勤ひと廉者成事可相遂者必然ニ而」とあり、その後に「鎌倉以来由緒も正敷」の記述が続く。申渡書及び伺書での理由列举に際して、「鎌倉以来由緒」の扱いが他の3点に比べて低いと言っているのではない、あくまでも別扱いであることに注意しなければならない。「鎌倉以来由緒も正敷」ということが、「身分引上」の重要な前提条件であったことは、この伺書の最後に「別紙由緒書壺冊相添御内慮奉伺候」とあることから言い得る。

「身分平人ニ被仰付」に際して、「由緒」（素性・血縁）がその不可欠の前提条件としてあったことを示している。このことは、近世における身分変更の問題を考える上で重要な点である。

「鎌倉以来由緒」以外の3点の理由（「重立候御用筋三廉」）に共通しているのは、幕府への貢献、すなわち「御用筋」での財政的・人的貢献ということである。特に、「自分入費」「自分入用」での「御用筋」での財政的貢献が高く評価されている。幕閣の意図、すなわち、彼らが弾左衛門に何を期待していたかが理解できる。

「重立候御用筋三廉」の内一点、「銃隊取建」の提言は他の2点とは異なり、未だ達成されていない事柄である。しかし、この提案が、今回の「身分引上」に直接つながるものとなり、この「銃隊取建」の提案から「身分引上」の歎願は始まっていたとみてまちがいはないだろう。⁸⁾

そこで、弾左衛門による「銃隊取建」の提案から「身分平人ニ被仰付」の「申渡」までの経緯を整理しておきたい。⁹⁾

弾左衛門は、慶応3年（1867）10月26日の町奉行所への「兵隊」編成の提案文書のなかで、「御時勢」において「非常之節粉骨碎身仕」と述べている。¹⁰⁾「先差当り一大隊分御鉄炮御下ヶ渡し相成候様奉願候」とあり、「銃隊」との記載はないが、実質「銃隊取建」の提案であることがわかる。その編成「見込」として、運用資金は市中の「遊女屋并三座芝居」等からの徴収（「税御取立」）で賄うことを説明している。

同年10月30日、弾左衛門は、「兵隊」編成についての更なる具体策を提案する。当面は「百人程」で編成し、二、三か月の訓練を行う。この間の費用は自前（弾左衛門側）で賄うこととし、「百人分御鉄炮」下付を願い出ている。

以後、「銃隊取建」については、その訓練のための「教授」の人選、訓練場所の選定作業が、12月から1月にかけて行われる。「銃隊取建方教授」は、「陸軍所修行人教授出役」という形で、老中・町奉行・陸軍奉行並の間での協議（了解）の下で話が進む。弾左衛門は、銃隊の「運動訓練」の場として、浅草新町に接した場所の拝借を願い出る（12月23日）。

「銃隊取建」とは別件で、この時期、弾左衛門は次の二つの提案を町奉行所に対して行っている。一つは、治安警備に関わる提案。11月4日、町奉行所からの下問に対して、市中見回り策について返答。50人で、昼夜二交代（各25人）を提案、一人銀10匁の下付を願い出ている。11月11日には、市中見回りについて、急を要する事態なので、下付金の件は後日に申請することにして（要求は取り下げ）、とりあえず夜間を中心に巡回することの許可を求める。もう一つは、「西洋流御太鼓御張替製革百柄分」の上納願いである（11月30日）。いずれの場合も、幕府に対して新規の貢献を積極的に願い出ている。

特に「銃隊取建」の提案は、町奉行所の注目するところとなった。弾左衛門の「銃隊取建」案の実情（実現の可否）を「隠密廻」に探索させていることからその注目度が高いことが理解できる。「隠密廻」による探索の目的は、弾左衛門による「銃隊取建」提案の真偽の程を確認するためである。「隠密廻」の報告（「辰正月」付）には、次のように書かれている。慶応2年の第二次長州戦争に派遣された人足（500人）の中心となった手代の与七と忠助が、その際に懇意になった者による「周旋」で「銃隊取建」建議に至ったこと、そして、弾左衛門配下からの「銃隊」人員の選出方法・費用徴収の実情について、その調査結果が報告されている。報告の最後に、「同人儀者関八州外国ニ迄も支配いたし候目論見も有之候哉ニ相聞申候」とある。この点に注目した

い。事実、後に弾左衛門は、そのように願い出ることになる（後述）。

弾左衛門による「銃隊取建」建議が、実現性の高いものであること、そのことへの確証が、「身分引上」という幕閣たちの最終判断を後押ししたものと考えてまちがいないだろう。

従来の見解（通説的理解）では、弾左衛門の「身分引上」については松本良順（後に松本順）の果たした功績が大きかったと説明されてきた。幕臣として奥医師・将軍侍医となり医学所頭取の職にあった松本良順が、幕閣（若年寄立花出雲守等）に弾左衛門の「身分引上」を相談し、最終的には、徳川慶喜に直接進言して実現したというのである。これは、松本良順が後に自ら述べる回顧談（『蘭疇』¹¹⁾）の記述に拠る。

松本良順が、弾左衛門の「身分引上」のために動いたという可能性は否定できないが、ここに書かれていること全てをそのまま信用するわけにはいかない。特に、慶喜に直接進言して実現したということだが、弾左衛門への申し渡しまでの経緯をみる限りそれには無理がある。前述した1月13日の町奉行所での弾左衛門への申渡の前段階の手續きとして、同10日に町奉行から老中稲葉美濃守への伺書が提出され、そして、同12日に老中稲葉美濃守から町奉行に対して決裁がなされた。ということは、幕閣においては遅くとも10日に、弾左衛門の「身分引上」が了承されていたことになる。ところが、徳川慶喜が、鳥羽・伏見の敗戦により大坂から江戸に帰着したのは、12日なのである。

『蘭疇』には、松本良順が弾左衛門の「身分引上」を進言した理由が二つ書かれている。一つは、江戸の薩摩藩邸の者（三田ノ集賊）から倒幕の側に組みするように弾左衛門が誘われているという情報を得たこと、そして二つには、弾左衛門の祖先は賤民ではなかったということ（鎌倉右府ノ遺子「抑弾ノ祖ハ鎌倉右府ノ妾腹ニシテ」）、以上の二つである。ここには、前掲の「申渡」に書かれていた貢献（3点）については言及されていない。

倒幕派からの誘いがある、というこの情報が、弾左衛門の「身分引上」を幕閣が決断する重要な動機になったことは十分に考えられる。弾左衛門の「身分引上」によって、彼らを幕府の側につなぎとめておくだけでなく、さらに、その財力・動員力を活用しようとしたと考えられるのである。

弾左衛門役所から各地の小頭宛に、弾左衛門「身分引上」に関わる一件が通達される。「御頭様」の「身分御取立」を知らせた触書とは別途に、次のような触書（1月21日付）が出される。武州下和名村の小頭・甚右衛門のもとに1月25日に到来した触書には、次のように書かれていた。¹²⁾

当支配下之者共義ハ、格別御用弁ニモ可相成哉ニ於御公辺茂厚被思召、今般支配下之人数ヲ以銃隊取立方之義御尋之上、先差向百人之兵隊業前調練被仰付、既ニ従御公辺御鉄鉋并ニ御道具等御下ヶ渡之上、教授之方々御差向ニモ相成候趣、支配下一般之名聞ニモ相成候義ニ而銘々自分之義も追々御引立ニモ可相成義ニ付、此上一際者奮発勉勵可致事、右兵夫之もの差出し方人数割之義ハ、村名付之上ニ朱書ニ而記し有之人数わり之通り次三男之内ニ而強壯之もの相撰可差出（後略）

この引用で省略した部分には、「銃隊取立」についての説明が詳細に書かれている。各村に割り当てられた「兵夫」を2月10日までに「引連レ可罷出」というようにその指示は具体的である。

この「銃隊取立」は、弾左衛門「身分引上」の条件の一つではあったのだが、ここでは、配下の者に対して、それへの「奮発勉勵」が「支配下一般之名聞ニも相成候義ニ而銘々自分之義も追々御引立ニも可相成義ニ付」と説明している点に注目しておきたい。

江戸市中には、1月29日に、弾内記の改名の件（後述）とともに、弾左衛門「身分引上」の「町触」¹³⁾が出される。「今般弾左衛門身分御引上ケニ相成候間、為心得町中へ可申渡置候事」とある。須藤（藤岡屋）由蔵は、「日記」にその「町触」を記載した後に、「時節柄金を出したり役したり素人に仕ても弾内記也」という狂歌を収載している。旧幕府役人による「身分引上」の意図（前述の3点の理由に相当）を見抜いた狂歌である。

(2) 直属家来65人の「身分引上」

慶応4年1月16日、弾左衛門は2通の書類を町奉行所に提出する。13日に申し渡された自らの「身分引上」の事後措置にかかわる申請書類（13日付）と、「譜代家来筋之者」65人の「身分引上」の願書（16日付）の2通である。

13日付の申請書類¹⁴⁾には、4か条の要求が記されている。一つは、「弾内記与申名目を以相勤度」という改名について、二つは、「以来者平人与縁組交際共御免被成下置候様」と平人との縁組交際について、三つには、「御役々様御屋敷」への年始等に際して「御玄関江差上り御礼申上可然哉」と儀礼上の作法について、四つには、「私身方奉蒙御引立候次第御向々并市中等江御達御布告被成下置候様」と市中等への布告について、以上の4点にわたって申請している。

16日付の願書¹⁵⁾には、次のように書かれている。

（前略）鎌倉殿以来私手ニ付候譜代家来筋之者六拾五人（中略）既ニ今般私儀意外之御恩戴奉蒙御沙汰候も全各譜代之者并手代共私江添心御奉公相勤候故之儀ニ而旁一身之勤勞ニ者無之（中略）以御仁悲、召仕候手代共始前書六拾五人譜代之者、私同様平人ニ被成下候ハ、広太難有仕合奉存候（後略）

「譜代家来筋之者」65人の「私同様平人ニ被成下候」と願い出ている。「鎌倉殿以来私手ニ付候譜代家来筋之者」というように、「鎌倉以来」の由緒を強調するとともに既に平人に引き上げられた弾左衛門自身との一体性を強調している点に注意しておきたい。この願書を、自らの「身分引上」の事後措置にかかわる申請書類と同日に提出していることから、自らの「身分引上」と「譜代家来筋之者」65人の「身分引上」とを一体のものとして決着させようとの意図が窺える。

この2通の申請に対しては、全てが了承されることになる。その了承事項を箇条書きにした書類¹⁶⁾には、次のように記されている（／は改行を示す）。

初ヶ条／願之通可為改名候
 二ヶ条／平人縁組不苦候
 三ヶ条／御役人方玄関上江罷出不苦候
 四ヶ条／町中江為申渡候
 別紙願／譜代家来筋之者并手代共都而平人与可心得候

では、この決定及び申渡が何時なされたのか。これを示す確かな史料はないが、以下に示す理由により、1月22日から26日までの間にその申渡がなされたと推測している。推測の根拠の一つは、前掲の弾左衛門役所から各地の小頭宛に出された「身分引上」に関する触書（1月21日付）には、未だ「弾左衛門／役所」となっていること、二つには、「改名申付」に対する弾内記の請書が1月27日に町奉行所に提出されていることである。

いずれにせよ、1月中に申渡されたことはまちがいない。その旨を弾左衛門に申し渡したことを報告する町奉行（黒川近江守・小出大和守）から老中宛の書類（後掲）の日付が「辰正月」となっていることから言い得る。

では次に、「譜代家来筋之者」65人の「身分引上」が、どのような理由（根拠）で認められたのか、幕閣のその説明は、どのようになされたのか、という点について検討する。

弾左衛門への「申渡」についての町奉行（黒川近江守・小出大和守）から老中宛の報告（「辰正月」付）には、次のように書かれていた。¹⁷⁾

（前略）町奉行所支配弾左衛門儀、鎌倉以来譜代家来筋之者六拾五人今以連綿与相統罷在同人ニ引統諸御用向其外累年之間力を尽し俱ニ出精相勤候儀御座候処、今般弾左衛門義平人ニ御引上相成候も全右譜代之もの并手代共等添心御奉公相勤候故之儀ニ而一身之勤勞ニも無之候間、右之もの共身分之儀も御引上相成候様相願申候、右者弾左衛門義平人ニ御引上被仰付候上者右召仕共者則平人之召仕ニ付右家来筋之もの共都而平人と相心得候様申渡候、此段申上置候、以上

ここでも、前掲の弾左衛門による願書において記されていた理由（根拠）と同様のことが述べられている。すなわち、「鎌倉以来」の由緒を強調するとともに既に平人に引き上げられた弾左衛門自身との一体性を強調しているのである。「弾左衛門義平人ニ御引上被仰付候上者右召仕共者則平人之召仕ニ付」というのは、一見奇妙な言い分ではあるが、弾左衛門と「譜代家来筋之者」65人との一体性の強調という趣旨であることは明らかである。ここでは、弾左衛門組織において「譜代家来筋之者」とそれ以外の配下の者達との間に明確な一線が引かれていることに注意しておきたい。

Ⅱ 弾左衛門支配下の「醜名除去」

(1) 弾左衛門支配下の「醜名除去」

弾左衛門（弾内記）は、慶応4年（1868）1月27日、前述したように、支配下全ての者達の「二字之醜名」＝「穢多」呼称の除去を旧幕府（町奉行所）に願い出た。前掲の「銃隊取建」について通達した触書（1月21日付）のなかで配下の者たちに約束していた「追々御引立」を実現するための行動である。

正式な願い出は、以下に説明するように1月27日なのだが、自らの「身分引上」直後から（あるいはその請願と並行して）働きかけていた可能性は高い。というのは、その前日（26日）に、弾

左衛門は、町奉行所に対して「弾左衛門支配国々」一覧を提出している。また、同26日、松本良順らは、町奉行に対して、「病院御取建」に関わる弾左衛門手代と医学所との関わりについて報告している。これらはいずれも27日付願書の内容に直接関わるものである。

1月27日の歎願の際の具体的な状況について、「弾内記身分引上一件」の筆記者（「南改正掛」）は、当該文書（願書）収載の説明箇所で次のように注記（朱書）している。

辰正月廿七日北御役所おゐて、黒川近江守殿小出大和守殿御立会、両御組并家来共も不罷出人払二而、弾左衛門義白州下縁江被召出御尋、此書付印封ニ致し年番所江差出、其俣入御覽候処、両御頭御披見之上書留置候様大和守殿御渡

北町奉行所において両町奉行の立会いのもと、弾左衛門への尋問の上、この願書が受理された模様を伝えている。「人払二而」というところに、この請願に対して特別な配慮が為されていたことが示されている。

1月27日付の歎願書は、次のように書かれていた。¹⁸⁾

一弾左衛門奉申上候、銃隊取立方之儀ニ付見込之義等有之哉之旨、蒙御尋難有奉存候ニ付、不顧恐多左ニ奉申上候

一御入国_{外者奥州白川柳倉領并伊豆一國三駿甲之内三郡}之御時夫々由緒等被為思召、私支配下ニ被仰付置候長吏猿引非人乞胸等之類関八州惣人数合而凡七万程有之内、疾病老幼之者半減与見積三万五千人を以、明六_六朝五時迄之一時を公職与為仕候（中略）其国々所々申付置候組頭之ものを為取集、壹ヶ年を以、私役所江為相納連年積財仕非常御用意金ニ被為遊候得共、又者若御大事御出来之節右を以銃隊取建方等も行届可申、此儀私支配下之内家数多之場所江者御道具等御下相願銃隊取建農職之間夫々練兵仕候得共、於其処一二隊宛者国々ニ出来可申、若御出兵之節先達而致沙汰候得共何れ之国_六も幾群も押出可申、其所之者共故地理ニ委敷、聊御軍勢之一端与も可相成哉ニ奉恐察候、雖然無智文盲之愚夫愚婦只御国恩を報候与斗二而者大義之説得行届兼候辺も可有之哉、是迄数百年之流弊ニ而穢多与申名目_六境界相成居候事天地間二生を受候人種ニ替り者無之処人倫之交も不相成者誠ニ以歎ヶ敷之極ニ御座候、仍而私支配下之分、差向出格之以御仁恵二字之醜名一度御除被成下候得者、一般奉成御仁政、夙興勉勵仕右蓄財之功一時ニ成就可仕、尤長吏猿引非人乞胸与之段取ニ者相成居候得共、猿引以下者何れも長吏之下ニ相立候身分柄ニ有之、殊ニ戸口之儀も長吏ニ比較候得者是又十分之一ニ当らず因而右奉哀訴候一儀蒙御恩戴候御次第相成候ハ、猿引以下儀者私心得を以猶身分之段階取直し遣度奉存候、就而者御分国甲信駿遠三者勿論越濃尾京坂摂河泉其外奥羽等御譜代席様方之御領分内ニ罷在候長吏共儀是迄私支配下を相望候もの間々有之候儀ニも御座候間今般改而私支配相成候ハ、右醜名相除相成様之御委任私江被仰付度（中略）西国筋ニ而者長吏共儀其所御領主様以思召平人ニ御引立之上軍事ニも夫々召仕相成候趣相承り居候儀ニ而当今之御時節柄支配外之長吏共儀姦徒之暴説ニ被誘引問敷与も難申、左様相成候而者遺憾（後略）

弾左衛門自らの「身分引上」の一つの理由であった「銃隊取建」の見込みについての下問に答える形で、この願書では、主として次の3点（一つの提案と二つの歎願）を述べている。

一つは、新たに「公職」という奉仕・蓄財の提案である。朝六つ時から五つ時までの一時を「公職」にあて、弾左衛門支配下の人員約7万人の内、「公職」（労働）可能な人口を半数の3万5千人とし、年間一人当たり銀60匁の上納をさせるという案である。全体で、年間に金3万5千両（銀60匁＝金1両）を見積もる。これを、「銃隊取建方」経費等の「非常御用意金」として蓄財するという。

二つには、配下の者たち全ての「二字之醜名」＝「穢多」称除去の歎願である。上記の「公職」による上納・蓄財を実現させるためには、彼ら（配下の者たち）の「二字之醜名」除去が必要であると主張する。「無智文盲之愚夫愚婦只御国恩を報候与斗ニ而者大義之説得行届兼」とあるように、彼らを「公職」に勉励させるためには、単に「国恩」に報いるという「大義」だけでは十分に説得できないと述べている。「二字之醜名」除去を、その見返りとして要求しているのである。さらに、その請願の根拠（「醜名」除去の正当性）について、「是迄数百年之流弊ニ而穢多与申名目々境界相成居候事天地間ニ生を受候人種ニ替り者無之処人倫之交も不相成者誠ニ以歎ヶ敷之極ニ御座候」と述べている点に注目したい。「天地間ニ生を受候人種ニ替り者無之」という、言わば人間平等精神とでも言うべき主張を展開しているのである。

しかし、ここでは、「醜名」すなわち「穢多」呼称の除去を請願しているのであり、彼らの平人への「身分引上」の歎願ではないという点にも注意しておきたい。前述したように、弾左衛門及び直属家来の場合には、その歎願における文言においても明確に平人への「身分引上」と書かれていたのである。しかし、弾左衛門は、配下の者たちの「身分引上」は提言していない。彼ら配下の者たちが平人になるということは、弾左衛門による平人とは異なる別体系支配の根拠が喪失することであり、弾左衛門組織の解体を意味するからである。「穢多」呼称除去の後も「平人」ではない「長吏」身分として、彼らを支配し続けるというのが弾左衛門の意図なのであった。

この場合の「二字之醜名」除去は、弾左衛門支配下の「長吏」のみを対象にしたものであり、「長吏」以外の「猿引・非人・乞胸」は対象外であった。そもそも、「二字之醜名」＝「穢多」称が、「長吏」に投げかけられた蔑称であるということの意味しているのだが、弾左衛門は、そのことを承知して「右奉哀訴候一儀蒙御恩戴候御次第相成候ハ、猿引以下儀者私心得を以猶身分之段階取直し遣度奉存候」と述べている。

三つには、全国の幕領及び譜代大名領にある「長吏」（「かわた」）を新たに弾左衛門支配下にしたいという歎願である。これは、弾左衛門支配下になれば「醜名」の除去が実現するという意味を含んだ提案である。ここでも、前述の「公職」による蓄財を行うとして、別紙で年間金50万両になると積算して提出している。この提案に関わって、「当今之御時節柄支配外之長吏共儀姦徒之暴説ニ被誘引間敷与も難申、左様相成候而者遺憾」と述べている点は、前述した松本良順の弾左衛門「身分引上」進言の趣旨（理由）と共通するものである。「当今之御時節柄」を自らに有利な条件に活用しようというのである。

この歎願の内、配下の「醜名」除去については、幕閣によって認められることになる。2月5日、老中小笠原老岐守から町奉行に決裁がなされた。その決裁書（「覚」）には、次のように記されていた。¹⁹⁾

弾内記⁶内願之趣も有之候ニ付、手下之者共穢多之唱者相止扱筋之儀ハ都而是迄之通取扱候様可被申渡候事

そして、2月7日に、町奉行所において、弾内記²⁰⁾に対して、次のように申し渡された。

弾内記

其方儀内願之趣も有之候ニ付手下之者共穢多之唱者相止扱筋之儀者都而是迄之通取扱候様可致

右之通被仰渡奉畏候仍如件

ここでは、次の二つの点について注意しておきたい。

一つは、「手下之者共」という表現である。「手下」という表現が支配下全体を意味する用語として使われており、前述の「譜代家来筋之者」とは区別した使い方がされている点である。

もう一つは、「扱筋之儀ハ都而是迄之通」とある部分。ここでの「扱筋之儀」の内容は、二つの意味が考えられる。身分扱い一般ということ、すなわち「穢多」称は除去するが「長吏」としての身分扱いは不変という意味と、もう一つは、弾左衛門組織における支配関係は不変であるという意味、この二つである。いずれにせよ、この申渡が意味することは、「穢多」という「醜名」の除去なのであり、それ以上でもそれ以下でもない、すなわち、それ以外の点について変更はない（「都而是迄之通」という意味が込められているのである。前述したように、これは、これまでの組織的支配を維持しようとする弾左衛門の意図と合致するものである。

この申渡の内容は、もちろん配下に伝えられた。2月26日付で、弾内記（弾左衛門）役所は、配下全体の「穢多之名目」「従来之醜名」除去が実現したとして、その旨を通達した。武州下和名村の小頭・甚右衛門のもとには3月3日に到来した。その触書には、次のように記されていた。²²⁾

一此方儀先祖以来之勤功且鎌倉以来之由緒も正敷廉ヲ以身分蒙御引立格式も御取直シ相成候義ハ兼而布告致置候処、右者支配下一般協心尽力累年勉強致呉候故之義ニ而此方一身之勤勞ニ者無之候ニ付、此上とも同心御用向為相勤度候得共、是迄之身分ニ而者不都合之辺も有之旁不便敷敷旨ヲ以、同様御仁恕之蒙御沙汰度段再三再四歎願之趣意柄被為聞召、今般願之通穢多之名目御除被成下置、支配下取締方之義ハ是迄之通り可相心得旨被仰渡候条、一同厚ク相心得、乍併以来増長者勿論百姓家又ハ市中等へ罷出候節誇りケ間敷義ハ決而中間敷、都而他之あさけりヲ不請様深相慎、弥以御用向専一二可相心得旨、組下共へ不洩様篤与弁解精々取締可致事

一今般此方始支配下一統之者共右之通り結構之蒙御沙汰候義ニ付而者、内外共意外之諸入費ニ而、殊ニ此度別段海陸御軍付病院御取建御用御委任相成、(中略)何分此方一身之力ニも難及心配致シ候得とも、右成功之上ハ無此上も支配下一般之名聞ニも有之、就而者従来之醜名一掃被成下置候者実ニ未曾有之珍事ニも旁右奉報御恩戴候得ヲ以、銘々分限ニ応シ冥加金精々上納供々協力病院御取建御用助成可致事(後略)

一今般支配下一同身分御引立ニ被仰付候儀者実ニ以不容易御国恩ニ而(中略)支配下之もの

共一同協力万分之一報恩謝徳之心得ニ而、老幼病者之輩相除キ壺人別ニ朝六ツ時より同五ツ時迄之一時ヲ公職与唱ひ夫々為相勤、右ヲ此節柄為冥加非常御用意金献納御奉公為致度存寄ヲ以、前条御引立之義等内願申上候処、右之通り出格之御沙汰ニも相成儀ニ而（中略）
右之公職者一旦之義、身分一洗いたし候者末代迄之万幸ニも有之候間（後略）

一右ニ付而者於此方も以来者別而質素節儉を相守（中略）支配之もの共儀も御時節から万事相慎（後略）

一手下非人共義も此方手心ヲ以、追々身分段階取直し度夫々規則相立、追而可申渡次第も有之候間、其旨相心得、尤増長ケ間敷義不為致候様相成丈憐愍ヲ加江可取扱事（後略）

全部で5か条の内、まず第1か条で、「穢多之名目御除被成下置、支配下取締方之義ハ是迄之通り」と、「穢多之名目」除去と支配関係の不変なることが知らされる。「穢多之名目」除去を願ひ出た理由として、「此上とも同心御用向為相勤度候得共、是迄之身分ニ而者不都合之辺も有之旁不便歎敷旨ヲ以」というように説明されている。前掲の弾左衛門の歎願書の趣旨と同様のことが述べられている。

第2か条から第5か条までは、それをうけての具体的指示が書かれている。

第2か条には、「冥加金」上納の指示。この「冥加金」は、弾内記が「海陸御軍付病院御取建御用」を任命されたこと（後述）による費用を配下にも負担させようとしたものである。閏4月15日の上納期限が明示される。第3か条には、前述の「公職」について、その徴収・納入方法について詳細に指示されている。「右之公職者一旦之義、身分一洗いたし候者末代迄之万幸」として、「醜名除去」の見返りとしての「公職」=勤勞奉仕・上納であることが明示されている。第4か条は、「質素節儉」。第5か条は、今回の「醜名除去」の対象外であった「非人」等の「長吏」以外の者への配慮が示される。

「海陸御軍付病院御取建御用」に関わる「冥加金」徴収と「公職」は、いずれも配下に対しては、さらなる負担増を強いる指示内容であった。弾左衛門組織下における「醜名除去」の実情を示すものである。

弾左衛門の歎願書（1月27日）及び町奉行所での申渡書（2月7日）のいずれにも記載はされていなかったが、弾左衛門支配下に対する「醜名除去」の決定には、やはり、弾左衛門組織の旧幕府への財政的貢献が大きき力になっていたことは間違いない。負担増を強いる前掲の配下への触書（2月26日付）の内容がそのことを物語っている。

この段階以降、弾左衛門組織による旧幕府への財政的貢献は、「海陸御軍付病院御取建御用」と「西洋流御太鼓御張替製革百柄分」の上納の二つに集約されていく。2月10日、町奉行所において弾内記に「海陸軍附病院御取建御用」が命じられ²³⁾。2月30日、町奉行（石川河内守）から弾内記に、3千両の「病院御普請金上納」が命じられる。3月18日、町奉行所において、弾内記に「西洋御太鼓張替製革百柄」の上納許可と褒美銀十枚の下付がなされた。

(2) 「醜名除去」という「事実」について

弾左衛門支配下の者たち（厳密に言えば「長吏」と自称した者たち）に対して、旧幕府は彼らの「醜名」すなわち「穢多」呼称を除去した、そのような申渡を行なった。このことは、事実とし

て確認できる。前述してきたように、この件に関する弾左衛門の歎願（1月27日）、老中小笠原壱岐守から町奉行への決裁（2月5日）、弾内記への申渡（2月7日）等の文書（写）が遺されている。しかも、配下の者たちへの触書も遺されているのである。

にもかかわらず従来の研究・叙述では、そのような政策の決定・実行はなかったものとされてきた。本稿の分析と同様に「弾内記身分引上一件」等の同一の史料によりながら、本稿とは全く逆の結論を下してきたのである。

それは、当該史料の誤読による。老中小笠原壱岐守から町奉行への決裁（2月5日）、弾内記への申渡（2月7日）等の文書（写）を、前述の「譜代家来筋之者」に対する「身分引上」の史料だと読み誤ったのである。

三好伊平次は、1月16日付の歎願書（弾左衛門から町奉行所宛）を正しく「直属部下六拾五人の身分還元」のものとして認識しながら、老中小笠原壱岐守から町奉行への決裁書（2月5日）、弾内記への申渡書（2月7日）を、同じく「直属部下六拾五人の身分還元」の史料と判断（誤読）してしまった²⁴⁾。1月16日付の歎願書には「譜代家来筋之者」とあり、2月5日の決裁書・7日の申渡書には「手下之者共」とあり、これらは文面において明らかに対応していないにもかかわらず、同一の内容（「直属部下六拾五人の身分還元」）で捉えてしまった。前述したように直属家来65人に対する「身分引上」の申渡が「正月」に行われたことを示す史料（町奉行から老中への報告）が別途収録されているにもかかわらず、それを見落としたのである。

それ以後の研究・叙述は、この三好伊平次の見解を踏襲してきた。「弾内記身分引上一件」の翻刻を行った原田伴彦もその「補註」で全く同様の誤った説明をしている²⁵⁾。

では、どうして誤読したのか。この背景には二つの事情があると思われる。一つは、前述の松本良順『蘭疇』の影響による思い込みである。弾左衛門の「身分引上」に関する前述の三好伊平次の研究も、原田伴彦の研究・叙述も、松本良順『蘭疇』の記述を基本にして組み立てられている。『蘭疇』には、次のように書かれていた²⁶⁾。

（前略）直チニ弾左衛門父子ニ喚状ヲ発セラレ、鎌倉以来ノ臣下六名ト共ニ、穢多ノ名ヲ除キ、士族ノ礼ヲ以テ之ヲ処置セラル、（中略）願クバ弾左衛門父子、其ノ他ノ如ク、穢多ノ辱メヲ免ガレシメヨト請フコトニ決セリ、此ノ時、既ニ官軍東下ノ風説アリテ事暫ラク中止セリ（後略）

もう一つの背景・事情は、〈実際の「醜名除去」は明治4年の「解放令」によってなされたのであり、それまでは「醜名除去」はなかった〉という、その後の「事実」からの思い込みである。旧幕府によって弾左衛門及び直属家来65人の「身分引上」は申し渡されたが、「長吏」等に対する「醜名除去」は、「解放令」によって布告されたというその後の「事実」から、旧幕府による「醜名除去」という政策実行（申渡）そのものが無かったものと思ひ込んだのである。

旧幕府による「醜名除去」の決定・実行（申渡）以降、彼らの「醜名除去」をめぐる「事実」の推移については、章を改めて論じる。

Ⅲ 新政府と弾左衛門

(1) 町奉行所から市政裁判所、そして東京府へ

旧幕府は、弾内記にその配下の「醜名除去」を申し渡してから、およそ二か月後の4月11日、「江戸城開城」の事態を迎える。幕府は名実ともに解体し、江戸は、新政府の統治下になる。弾内記役所は、この間（2月26日付で「醜名除去」を通達して以降）、配下に対して次のような触書を出している。

3月14日、武州下和名村の小頭・甚右衛門のもとに次のような触書（3月10日付）が到来した。²⁷⁾

此度御勅使様御下向被為遊候義ニ付、火之元別而大切ニ相心得万事相慎ミ、勿論御供奉之御人数へ麓忽無礼等無之様急度可心附旨、組下并ニ手下共召遣末々迄不洩様厳敷可申渡者也

大きく政治情勢が動いたことがわかる。前掲の1月27日付の町奉行所への歎願で、弾内記は「若御出兵之節者先達而致沙汰候得共何れ之国も幾群も押出可申、其所之者共故地理ニ委敷、聊御軍勢之一端与も可相成哉ニ奉恐察候」と述べていた。幕府側での軍事的貢献を願い出たのである。しかし、2月26日付の配下への触書には、そのような軍事的貢献については書かれていなかった。そして、今回の通達になる。新政府の「東征」軍を「麓忽無礼等無之様」に迎えようというわけである。これは、弾内記個人の判断ではなく、謹慎中の徳川慶喜の下で、その治安の確保を担う町奉行所の指示であることは言うまでもない。

3月16日、同じく小頭・甚右衛門のもとに次のような触書（3月付）が到来した。²⁸⁾

兼而以廻状申渡置候当五月も朝壺時勤方之義見合ニ相成候間、其旨相心得組下共へ不洩様可申渡者也

5月開始で準備（指示）してきた「朝壺時勤方之義」、すなわち「公職」が中止になったことを知らせる。

そして、閏4月13日、同じく小頭・甚右衛門のもとに次のような触書（閏4月11日付）が到来した。²⁹⁾

冥加金之義、当閏四月十五日可申出旨兼而申渡置候処、右者追而及沙汰候迄一先見合候様可致事

この「冥加金」は、弾内記が引き受けた「海陸軍附病院御取建御用」の負担に関わる弾内記役所への上納金であるが、これについては「一先見合」とした。

「公職」および「冥加金」の件は、「醜名除去」への言わば見返りとして提案されたものである。これらが、中止あるいは一先ず中止に至ったことは、「醜名除去」を約束した旧幕府による担保

を失ったことになる。

新政府の下で配下の者たちの「醜名除去」の扱いがどのようになるか（それは弾左衛門自らの「身分引上」についても同様であるが）、それを約束した旧幕府の崩壊によって、その判断は新政府に委ねられることになる。

5月19日には、江戸に鎮台府が設置され、町奉行所は市政裁判所となり、その機能が引き継がれる。弾内記は、5月28日、「市政裁判所附」に任命され、「家業ノ儀モ是迄ノ通可相心得事」とされる³⁰⁾。引き続き町奉行所支配下時代と同様の役務を担うことになる。その任命に際して南市政裁判所から「由緒」等について下問される。弾内記は、翌日付で次のように返答している。³¹⁾

（前略）先祖弾左衛門ヨリ数連綿ト相続、平常御用品上納并諸御用向相勤、且鎌倉以来由緒モ正敷廉等被為思召、出格ノ御儀ヲ以、先達テ身分夫々蒙御引立、是迄通支配筋進退諸御用向相勤罷在候儀ニ御座候（後略）

旧幕府時代において「身分」の「引立」があったことを述べている。この場合の「引立」が、文面（鎌倉以来由緒モ正敷廉等）からみて、弾内記及び直属家来の「身分引上」についての説明であり、ここでは、配下の「醜名除去」については言及していない。

9月2日の東京府の開庁にともない、弾内記（及び弾内記組織）に対する管轄役所は、市政裁判所から東京府になる。9月3日、東京府（庶務方）は、政府（会計官）からの「弾内記身分之儀」についての問い合わせに、次のように回答している。³²⁾

御書面弾内記儀、年来旧幕府用向相勤候ニ付、当正月中身分平人ニ申付候、（中略）此段及御挨拶候

ここでも、弾内記の「身分引上」に関わる問合せであり、その回答である。配下一同への「醜名除去」の件については書かれていない。

明治2年（1869）5月、政府（刑法官）から東京府に対して、弾内記等の身分に関わる次のような問い合わせがあった。³³⁾

弾内記江申達候儀有之、過日御掛合之上罷出候処、同人身分取扱方并去辰五月中穢多名目被廢市在一般長吏与唱替相成候由等、別紙写之通申立候、右之通相違無之候哉、且同人御呼出之節、御取扱振委細承知致度、此段別紙相添及御掛合候也

「別紙写之通申立候」の主語は弾内記である。弾内記の申し立てた「穢多名目被廢市在一般長吏与唱替相成候由」の真偽を問い合わせてきたのである。「穢多」から「長吏」への「唱替」というように表現している点に注意しなければならない。平人への「身分引上」ではなくて、「穢多名目」の廢止（「唱替」）、すなわち「醜名除去」なのである。その「別紙写」には、次のように書かれていた。³⁴⁾

（前略）去辰二三月頃、旧幕府町御奉行所ニ而、私支配下之もの、是迄穢多与唱候義者相止、都而取扱向者是迄之通長吏与唱来申候（後略）

これは、配下の者たちに対する「醜名除去」の一件についての弾内記の証言である。旧幕府の下でなされた「醜名除去」申渡の事実を、刑法官において弾内記は明確に証言していたのである。

政府（刑法官）からの、この問い合わせに対して、東京府は、6月18日、弾内記の証言通りの回答を行っている。そして、その回答に添付された書類（「慶応四辰年二月七日」付）には、次のように書かれていた。

（前略）其方儀、内願之趣も有之候ニ付、手下之者共穢多之唱者相止、扱筋之儀者都而是迄之通取扱候様可致（後略）

これは、紛れもなく前述した慶応4年2月7日に町奉行所から弾内記へ申し渡された申渡書の写しである。東京府は、旧幕府の下において弾内記配下の者たち（「長吏」）に対する「醜名除去」が政策として決定・実行されたことを、このように証拠書類を添えて新政府に回答したのである。

この回答を新政府がどのように扱ったか、その詳細はわからないが、その後の経緯からみて、結果として新政府の承認するところとはならなかった。

ここで改めて注意しておきたいのは、旧幕府統治下において申し渡された弾内記（及び直属家来65人）の「身分引上」と配下全ての「醜名除去」がその意味内容を異にしていた点である。刑法官の問い合わせに「穢多名目被廢市在一般長吏与唱替相成候由」とあり、弾内記の証言に「是迄穢多与唱候義者相止、都而取扱向者是迄之通長吏与唱来申候」とある。ここからも明らかのように、配下全ての者に対しては、弾内記（及び直属65人）の場合とは異なり、平人への「身分引上」ではなく「醜名除去」にとどまり、「長吏」という身分（呼称）が継続していた。弾内記による組織・支配の継続ということは、そのことを意味していたのである。

（2）武州比企郡石坂村長吏小頭半左衛門父友右衛門の一件

明治3年（1870）3月15日、集議院から東京府に対して、次のような問合せが届いた。³⁵⁾

本日当院江穢多頭弾内記触下石坂村半左衛門与称し、玄関江登り候ニ付、穢多身分与して右様之振舞如何之儀ニ候哉取糾し候処、昨春中触頭弾内記と穢多一同平人同様相心得可申旨申渡いたし、且内記義ハ与力格ニ被仰渡候趣相答申候、然ル処穢多身分改之義ニ付而者未夕御布令も無之甚以不審敷事ニ存候間、右次第実否如何御問合申候、若シ事実申立之通ニ候ハ、耽与御布令可有之義、或者申立之趣ニ心得違之義も於有之而者列々不埒之義ニ付屹ト御取糾有之度、依之別紙願書相添、此段御掛合および候也

「穢多身分」の者が、集議院の「玄関江登り候ニ付」、その行為を糾したところ、「昨春中触頭弾内記と穢多一同平人同様相心得可申旨申渡いたし、且内記義ハ与力格ニ被仰渡候」と答えたというので、その真偽を問い合わせてきた。「穢多頭弾内記」と表現している点に注意しておきた

い。「昨春中触頭弾内記ヲ穢多一同平人同様相心得可申旨申渡」とあるが、「昨春中」ではないものの、これは、前述した慶応4年2月26日付の配下一同への「醜名除去」を知らせる触書の内容を指していると考えられる。

東京府は、17日に武州比企郡石坂村長吏小頭半左衛門父友右衛門を召喚して調べる。その際、友右衛門は、次のように答えて「御慈悲之御沙汰」を願っている³⁶⁾。

（前略）私居村地続ニ而同郡九十九谷与唱候芝山有之候ニ付、右開発方見込之儀書面ニ仕集議院御役所様御箱之内江差上度相心得、当二月晦日御同所江参上仕候処（中略）其節弾内記身分之義御尋被遊候ニ付、右者平人ニ御引立相成、乍恐御一新後市政御裁判所様附ニ被仰付、其後東京御府与御唱替被遊候而茂前同様被仰付置候義与相心得罷在候段申上候義ニ御座候得共、私義開発之義一因ニ心懸ケ罷在、頻ニ逆昇仕居候間、諸事前後仕、御同院江申上候義も混乱仕、不行届之義も可有御座与心付キ、実以奉恐縮候義ニ御座候（後略）

陳情のため、長吏小頭半左衛門の代として父友右衛門（先代小頭）が、集議院に出向く。最初の2月30日以来、書面の書き直しを指示されて、3月15日までの間に都合5回、集議院に出向いている。この間に、「穢多身分」であることが何らかの事情で露見したということなのであろう。友右衛門は、この願書で、身分に関わる問題については弾内記が「平人ニ御引立相成」と述べたのだと証言しており、集議院からの問い合わせにあった「穢多一同」云々については言及していない。そして、「私義開発之義一因ニ心懸ケ罷在、頻ニ逆昇仕居候間、諸事前後仕、御同院江申上候義も混乱仕」として、自らの「逆昇」故の「諸事前後」の「混乱」の結果であったと謝罪する。この願書には、弾内記役所の奥書・奥印がある。

同月19日には、弾内記自身が、友右衛門への寛大な処置を求めて願書を提出する。そのなかで、友右衛門について次のように説明している³⁷⁾。

（前略）一体友右衛門儀平日逆昇之症ニ而不取留所行も有之候ニ付、長吏小頭役之儀も昨春中悴半左衛門江申付置候程之者ニ御座候間（後略）

友右衛門個人の病気の所為にして、この一件を収めようとしているわけである。集議院からの問合せにあった、友右衛門の発言「触頭弾内記ヲ穢多一同平人同様相心得可申旨申渡」について、その真偽には直接答えることなく、この一件を收拾しようとしたのである。

そして、東京府は、3月20日、次のように集議院に回答する³⁸⁾。

弾内記配下武州比企郡石坂村長吏小頭半左衛門儀ニ付、過日御掛合之趣致承知、呼出一ト通相糾候処、去月晦日同郡九十九谷開発之儀ニ付半左衛門者病氣ニ付代父友右衛門儀書面持参致候処、門前ニ箱無之候ニ付門番江承差因之場所椽側下江罷出候処（中略）其後兩三度罷出候節々何之思慮も無之同所江罷通り候由、一体逆昇之症ニ而不取留所業も有之、去春中悴半左衛門江長吏小頭役申付候程之儀ニ有之、内記ヲも相糾候処、前後不揃成事而已申立、全持病再発右及始末候儀ニも可有之哉、憐愍之沙汰有之度旨別紙之通申立候、御院ニ於而御存分

も無之候ハ、此度者聞届、以来不束之儀無之様可申付候、且内記身分之儀者旧幕府之節穢多
 之唱者相止、同人者勿論譜代之家来并手代共も都而平人与可心得旨申渡候儀ニ有之、（中略）
 此段御挨拶旁及御懸合候也

友右衛門個人の「逆昇之症」の所為にして、集議院側に異存がなければ「此度者聞届、以来不束之儀無之様可申付候」という措置にしたいとし、身分問題については、弾内記及び「譜代之家来」は「身分引上」によって平人になったと回答している。「穢多一同」にたいする「醜名除去³⁹⁾」という申渡が、旧幕府においてなされたかどうか、この問題については、ここでは直接的には言及していない。

前述したように明治2年5月の政府（刑法官）からの問合せには、東京府は、弾内記の証言をもとに、その申渡の存在（事実）を回答していた。しかし、今回のこのような東京府の対応からみても、その際の回答（すなわち旧幕府下の配下一同「醜名除去」申渡の事実）は、結果として新政府の承認するところとはならなかったと推測できる。

しかし、集議院への陳情に際して平人として振る舞い、そして「穢多身分」とであると咎められても「昨春中触頭弾内記の穢多一同平人同様相心得可申旨申渡」と主張した、この友右衛門の一連の言動は、旧幕府下において「醜名除去」の申渡という事実が存在しなければ起り得なかった事件である。彼はその申渡を信じて行動したのである。

また、今回の回答書において、東京府は、一貫して「長吏小頭」という表現を使い、彼らを「穢多」と呼ぶことはしていない。この点にも注意しておきたい。弾左衛門（弾内記）組織内においては、「身分引上」「醜名除去」以前も以後も、一貫して「長吏」と自称し、彼らが自らを「穢多」と呼称することはなかったのだが、町奉行所・市政裁判所の系譜につながる東京府が、この回答書で彼らを「穢多」とは呼称していない事実は重要である。ここに、旧幕府による弾左衛門配下一同への「醜名除去」申渡という事実の一つの反映があるのではないかと考える。

(3) 新政府へ「醜名除去」の歎願

明治3年（1870）11月、弾内記（弾直樹⁴⁰⁾）は、東京府を通じて新政府に対して配下一同の「醜名除去」を歎願する。この歎願は、新政府が旧幕府による「醜名除去」申渡の事実を承認しなかったことの結果でもある。11月18日付の弾内記の歎願書には、次のように記されていた⁴¹⁾。

（前略）左ニ奉言上候、私由緒之儀者、（中略）中古以来廿八職之内、長吏非人猿引乞胸さ、ら等之五職而已支配、諸事取締罷在候儀ニ御座候、（中略）右支配下ノ出候斃牛馬皮革、壹々年分凡壹万枚と見込、此税金五百両、為冥加私ノ其御筋江年々奉上納、右五職之道ヲ構究シ、一廉之御奉公為仕度、併関八州之配下計右様仕法相立候而も、同種類之者諸国ニ散在、規則も区々ニ相成居候儀ニ付、仰願ク者、関八州同様諸国長吏共儀、私管轄ニ被仰付候ハ、御国内一般共厚申諭、一体之商法与規則相立、職々之分限ニ応シ皮革税取立、献納為致候ハ、莫太之上金ニも可相成、且又醜名御除去之廉ヲ以、一時巨万之上納も可相成見込ニ御座候、（中略）尤私并支配下之内、譜代家来筋之者者、身元御吟味之上、旧御幕之御平民ニ御引立被成下、白日青天之身と相成候而已ならず、当御府附属ニ被仰付、右ヲ跂望仕候私支配其

外諸国ニ罷在候同種之もの共儀、悲羨欣慕罷在候儀ニ御座候、何卒広太之被為布御寛典御国内一般右醜名御除去被成下置候様、伏地奉懇願候、(中略)一時醜名御除被仰出候而者、前書是迄取扱来候賤業ハ勿論、諸御向御用等自然御差支相成候而已ならず、中ニ者跋扈増長之徒出来、却而弊害ヲ生シ候儀も有之候而者、深ク奉恐入候間、職業丈者私江取締管轄被仰付度、左すれハ、右長吏共之内ニ而篤実勉勵之者人撰、除名相願、右ヲ目的ニ貢勵為致(中略)何卒寛太之以御仁恤、右願之通御聞濟被成下置度奉歎願候

弾内記の歎願の内容は、主として二つである。一つは、全国の「同種類之者」「諸国長吏」を関八州同様に自らの「管轄」にしてほしいということ、ここでは特に皮革関連の職業に関わる「管轄」を主張している点に特徴がある。二つには、その「醜名除去」である。そうすれば、税・献納の額が「巨万」になると主張する。ここでは、「長吏」身分のままに彼らを支配するという弾内記の従来の立場は堅持されている。「醜名除去」は、その道具として利用されている。そのことは、「醜名除去」を一斉に実施するのではなくて彼が人選・抜擢して行くと提案している点により明瞭である。

東京府は、12月になって、次のような見解を添えて、弾内記の歎願書を政府（「弁官」宛）に上申し⁴²⁾た。

当府附属弾直樹義、皮革製造をして税金ヲ納メ、御國中皮革之職同人管轄ニ被仰付、往々長吏撰擧之上醜名除去被差許度段、別紙之通歎願申出候間、熟覽勸考候処、今国内長吏皮革製之義、一手管轄与申義ハ差支之筋も可有之哉与存候、且又直樹配下長吏ヲ始メ猿引乞胸等之職々ハ、旧古ハ平人之交ヲ絶チ、一派之種類ヲ相立居候者、其原由不詳候得共、今皇国普天之下ニおいて、穢多非人之称号者不都合とも被存、旁専ら御体裁ニ関係候筋ニ付、右者於御省篤与御詮議之上、可然御所置有之度、此段御掛合申進候也

東京府は、弾内記（弾直樹）の歎願の内、皮革関連業の全国「一手管轄」については「差支之筋も可有之哉」としつつも、「醜名除去」については賛意を示している。その理由として、「今皇国普天之下ニおいて、穢多非人之称号者不都合とも被存、旁専ら御体裁ニ関係候筋ニ付」と述べていることには注目しなければならない。「皇国普天之下」「御体裁」を挙げての見解である。明治4年（1871）の「解放令」（8月28日太政官布告）公布の、およそ8か月前のことである。

しかし、弾内記（弾直樹）は、前述したように、「醜名除去」を自らの権益・支配のために利用する従来の態度を変えずにいた。そのような弾直樹にとってみれば、明治4年の「解放令」が彼に与えた影響は極めて大きなものであった。

武州下和名村の小頭・甚右衛門のもとには、浦和県庁から管轄村々への9月8日付回状として、本村である和名村役人から、次のような「解放令」の内容が伝えられた。⁴³⁾

穢多非人等之称被廢候条自今身分職業とも平民同様たるへき事

辛未ノ八月

太政官

右之通り被仰出候条区内穢多非人共へ相達、一般其村方民籍ニ編入シ身分職業とも都而同一

ニ相成候様可取扱、此旨相心得宿村末々迄無洩可相達もの也（後略）

小頭甚右衛門のもとには、実は、もう一通の「解放令」が伝達されていた。弾直樹（役所）からのものである。9月4日付で配下に対して通達したものである。「穢多非人之称被廢候条一般民籍ニ編入シ身分職業とも都而同一ニ相成候様可取扱」というように「解放令」本文（何故か⁴⁴⁾「平民同様」の文言が欠落している）を示した後に、次のように書き加えていた。

右之通り東京御府[△]被仰渡候間、其旨相心得組手下共へ不洩様可触示、尤右ニ付而者取計次方其御向ハ伺置候間猶追々可申渡条其旨可相心得事

「解放令」（太政官布告）は、言うまでもなく彼らの「醜名除去」だけではなく、彼らが「平民同様」になったということを示すものである。「身分職業とも平民同様たるべきこと」とは、弾直樹による別組織・別支配の終焉を意味する。それ故に、弾直樹は、「尤右ニ付而者取計次方其御向ハ伺置候間猶追々可申渡条其旨可相心得事」と但書を敢えて添えたのである。実際、彼はその後、各種「伺」を政府関係役所に提出して奔走する。しかし、「頭」による別組織・別支配は否定された。ここに、弾直樹の、皮革関連の特権も完全に否定されたのである。

おわりに

旧幕府の統治下において、弾左衛門（及び直属家来65人）の平人への「身分引上」のみならず、弾左衛門（弾内記）支配下の「長吏」たちに対してもその「醜名除去」が申し渡されていた。従来の研究及び叙述では、配下への「醜名除去」申渡の事実自体が否定されていた。本稿では、その事実を明らかにした。そして、慶応3年から明治4年に至る過程のなかに、この「身分引上」と「醜名除去」を置いて、その歴史的意義について検討してきた。

では、以上のことから何が言い得るのか、身分呼称と歴史認識の視点から、ここでまとめておきたい。

一つは、身分と呼称の問題である。本稿の趣旨で言うならば、「身分引上」と「醜名除去」の相違点ということになる。「醜名除去」は「身分引上」を意味しない。「穢多」なる「醜名」の除去が、彼らの身分（平人ではないという身分）消滅を約束しない。明治4年の「解放令」は、「平民同様」であることを宣言したことが重要なのであり、単なる「賤称廃止」に止まらないところに意味があるのも、この文脈で説明可能になる。

身分が、如何なる条件のもとで消滅するのか、逆に言えば、如何なる条件のもとで成り立つのか。私はかつて、近世における「かわた」身分に対する身分規制を、①「頭」体制＝下級行刑的警察的役の賦課、②「本村付」体制＝「平人」と「かわた」との支配従属関係・相互⁴⁵⁾の社会的隔離、③「斃牛馬処理」体制＝「穢」の強制、以上の三つで捉えていることを明らかにした。この三つの要素が身分維持の要件であり、その解体が身分消滅への条件でもある。ここでの「穢多」なる身分呼称の問題は、〈「斃牛馬処理」体制＝「穢」の強制〉に含まれる。

もう一つは、権力と身分・呼称の問題である。旧幕府下での「身分引上」も「醜名除去」も、その主語は〈お上〉＝権力である。「解放令」公布も新政府＝権力によってなされた。そのような権力の行為で、現実の身分（身分差別・身分問題）が解消されるか（解消されたか）ということである。その答えは、解消できた部分と解消できなかった部分があるという言い方にはなるのだが、身分の本質から言えば、権力の行為によって解消することはない、と私は考えている。それは、本質的な意味で身分の成立が権力の行為によるものではないと考えるからである。そのことは、近世から近代へ、そして現代においても基本的なあり方は同様である。包括的に「平民同様」を宣言した意味において、「解放令」は旧幕府下の「醜名除去」とも、「身分引上」（個別「解放」と言い得るか）とも決定的に異なる。だからこそ、たとえば、「頭」体制＝下級行刑的警察的役の賦課は否定され、弾左衛門組織は解体した。しかし、権力により公布された「解放令」が彼らの現実の「平民同様」を実現したかどうかは別問題である。彼らへの異なる身分扱いは消滅しなかった、社会的な現実には「平民同様」とはならなかった。それは、「解放令」の責任ではない。身分と権力の問題として考えるべき課題である。近代以降の権力と社会の在り様において、この問題を解かねばならないのである。

権力と身分・呼称にかかわる派生的な問題として、ある時点での権力の行為（法令を含む）によって、それまでの実態（ある一面での実態）が〈認定〉されてしまうという問題がある。旧幕府が、そして新政府が、「身分引上」「醜名除去」「解放令」を行なったことによって、逆に「長吏」＝「穢多」が歴史上の〈事実〉であったかのように認定されたのである。「長吏」（あるいは「かわた）たちは、自らは「穢多」ではないと主張してきた。弾左衛門も決して「穢多頭」を名乗ることはなかった。だが、「身分引上」「醜名除去」「解放令」は、いずれもが、彼らがそれ以前においては「穢多」であったことを前提にして行なわれたものである。「身分引上」「醜名除去」「解放令」を受容することは、それ以前において彼らが「穢多」であったことを承認することなのである。皮肉にも、社会的な蔑称として彼らに被せられてきた「穢多」が、この時点で過去に遡って政治的にも認定されたことを意味する。⁴⁶⁾

そして、「元穢多」が、その後の彼らに与えられた身分呼称となって、身分・身分問題は継続していく。

註

- 1) 江戸浅草新町の弾左衛門は、関八州のほぼ全域及び伊豆国、さらに陸奥・甲斐・駿河国の一部に住する「長吏」「非人」等とその支配下においた「頭」の世襲名である。ここに登場する弾左衛門（後に弾内記・弾直樹と改名）は、幕府の崩壊、そして明治4年（1871）の「解放令」に遭遇する最後の「頭」となる。
- 2) 弾左衛門（弾内記）の「身分引上」及びその配下の「醜名除去」等に関する本稿での記述は、主として「弾内記身分引上一件」（国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」）に拠る。「弾内記身分引上一件」は、「弾内記身分御引上一件書類」と内題された簿冊（一冊）であり、70通を越える関係書類（文書の写し）が収録されている。作成者（筆記者）は「南 改正掛」とある。当史料は、原田伴彦他編『日本庶民生活史料集成・第14巻』（三一書房、1971年）所収。なお、本稿での「弾内記身分引上一件」史料の引用は、国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」の閲読に拠る。
- 3) 三好伊平次「弾左衛門の研究（下）」（『融和事業研究』第31輯、1934年9月）。
- 4) 原田伴彦『被差別部落の歴史』朝日新聞社、1973年。

- 5) 本稿で論じている事実及び論点のいくつかは、拙稿「『二字之醜名』をめぐって——身分呼称と歴史認識の再検討——」(『立命館経済学』第54巻・第5号, 2006年1月)においても既に述べている。前稿と本稿とで異なった記述がある場合には、本稿の記述を以て前稿の訂正としたい。
- 6) 前掲「弾内記身分引上一件」(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」)。本稿での史料引用に当たっては關字の処理はしていない。以下同様。
- 7) 前掲「弾内記身分引上一件」(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」)。
- 8) 前掲「弾内記身分引上一件」には、必ずしも編年的に書き写されているわけではないが、慶応3年10月26日付から翌4年3月20日付までの約5か月間にわたる関係書類(写し)が書き写されている。その慶応3年10月26日付のものが「銃隊取建」に関わる弾左衛門による提案文書である。
- 9) 以下の記述は、前掲「弾内記身分引上一件」(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」)に拠る。
- 10) その「御時勢」については、言うまでもなく、第15代将軍慶喜が大政奉還の上表を朝廷に提出(10月14日)、そして将軍職辞任を奏請(10月24日)という政治状況を反映したものである。その後の事態(政治情勢)としては、朝廷による王政復古の大号令(12月9日)、同日の小御所会議で、慶喜の辞官納地、幕府の廃止等が決定され、新政府が成立する。厳密に言えば、この日以降は、「旧幕府」ということになる。そして、翌年1月3日には、鳥羽・伏見の戦(旧幕府軍敗退)。徳川慶喜は、大坂城を脱出して江戸に帰着(1月12日)することになる。以上、政治情勢全般の記述(日付等)は、『日本史総合年表・第二版』(吉川弘文館, 2001年)に拠る。以下同様。
- 11) 松本順『蘭疇』(明治35年)、吉野作造他編『明治文化全集・第24巻・科学篇』(日本評論社, 1930年)所収。
- 12) 「慶応三年七月・御用御触書留帳」(埼玉県立文書館蔵「武蔵国横見郡和名村・鈴木家文書」, 以下「鈴木家文書」)。埼玉県同和教育研究協議会編刊『埼玉県部落問題関係史料集・鈴木家文書・第1巻』(1977年)所収。なお、本稿での「鈴木家文書」引用は、埼玉県立文書館蔵史料の閲読に拠る。
- 13) 「藤岡屋日記・百五十」(東京都公文書館蔵)。鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料・藤岡屋日記・第15巻』(三一書房, 1995年)所収。なお、本稿での「藤岡屋日記」引用は、東京都公文書館蔵史料の閲読に拠る。
- 14) 前掲「弾内記身分引上一件」(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」)。
- 15) 同上。
- 16) 前掲「弾内記身分引上一件」(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」)。文面内容の対応関係から判断して、これは16日に提出された2通の申請書類(願書)への返答事項(了承事項)をまとめた書類であると考えられる。
- 17) 前掲「弾内記身分引上一件」(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」)。
- 18) 同上。
- 19) 同上。
- 20) 同上。
- 21) 「手下」という用語は、弾左衛門組織内においては各小頭の下では「非人」等を指す。その場合、「長吏」が「組下」と総称されるのに対して、「非人」等が「手下」と表現される。しかし、この場合でも、その意味するところは同様に支配下ということであり、「長吏」の支配下という意味で「非人」等は「手下」ということになる。
- 22) 「慶応四年三月・御用御触書留帳」(埼玉県立文書館蔵「鈴木家文書」)。
- 23) この「御用」において弾内記は松本良順の指揮下に入る。松本良順と弾左衛門(弾内記)の関係は、これを通じて発生しているのである。前述の松本良順の「貢献」という通説は、弾左衛門自身の「身分引上」(将軍への進言など)の場面ではなくて、この段階の配下に対する「醜名除去」の方であったのではないか。「弾内記身分引上一件」に収録された文書(写)群に、松本良順に関わる「医学所」等の文言が見出されるのは、1月26日以降のことである。
- 24) 前掲・三好伊平次「弾左衛門の研究(下)」。

- 25) 前掲・原田伴彦他編『日本庶民生活史料集成・第14巻』。
- 26) 前掲・松本順『蘭疇』（吉野作造等編『明治文化全集・第24巻・科学篇』所収）。
- 27) 「慶応四年三月・御用御触書留帳」（埼玉県立文書館蔵「鈴木家文書」）。
- 28) 同上。
- 29) 同上。
- 30) 「府治類纂・戊辰・府務之部」（東京都公文書館蔵「東京府文書」）。部落解放研究所編刊『史料集・明治初期被差別部落』（1986年）所収。なお、本稿での当史料の引用は、東京都公文書館蔵「東京府文書」の閲読に拠る。
- 31) 同上。
- 32) 「順立帳・明治元年・1」（東京都公文書館蔵「東京府文書」）。前掲『史料集・明治初期被差別部落』所収。なお、以下本稿での当史料（各年各巻の「順立帳」）の引用は、東京都公文書館蔵「東京府文書」の閲読に拠る。以下同様。
- 33) 「順立帳・明治二年・23」（東京都公文書館蔵「東京府文書」）。
- 34) 同上。
- 35) 「順立帳・明治三年・10」（東京都公文書館蔵「東京府文書」）。
- 36) 同上。
- 37) 同上。
- 38) 同上。
- 39) 集議院からの問合せにあった友右衛門の発言では、それを「穢多一同平人同様」の措置だという認識になっている。
- 40) 明治3年12月に弾直樹と改名。「内記」が官名と重なるという理由による。
- 41) 「順立帳・明治四年・24」（東京都公文書館蔵「東京府文書」）。この請願は明治3年になされたものであるが、当該一件史料は、明治4年8月の「解放令」以降における弾直樹等に関わる事務処理上の諸文書とともに明治4年の「順立帳」に綴り込まれている。
- 42) 同上。
- 43) 「明治四年九月・太政官布告」（埼玉県立文書館蔵「鈴木家文書」）。
- 44) 「明治四年八月・太政官布告」（埼玉県立文書館蔵「鈴木家文書」）。
- 45) 拙稿「近世中後期における「かわた」の闘争」（部落問題研究所編『部落史の研究・前近代篇』部落問題研究所，1978年），拙著『近世村落社会の身分構造』（部落問題研究所刊，1990年）に収録。
- 46) 前掲拙稿「『二字之醜名』をめぐって——身分呼称と歴史認識の再検討——」では、この問題を主に論じた。